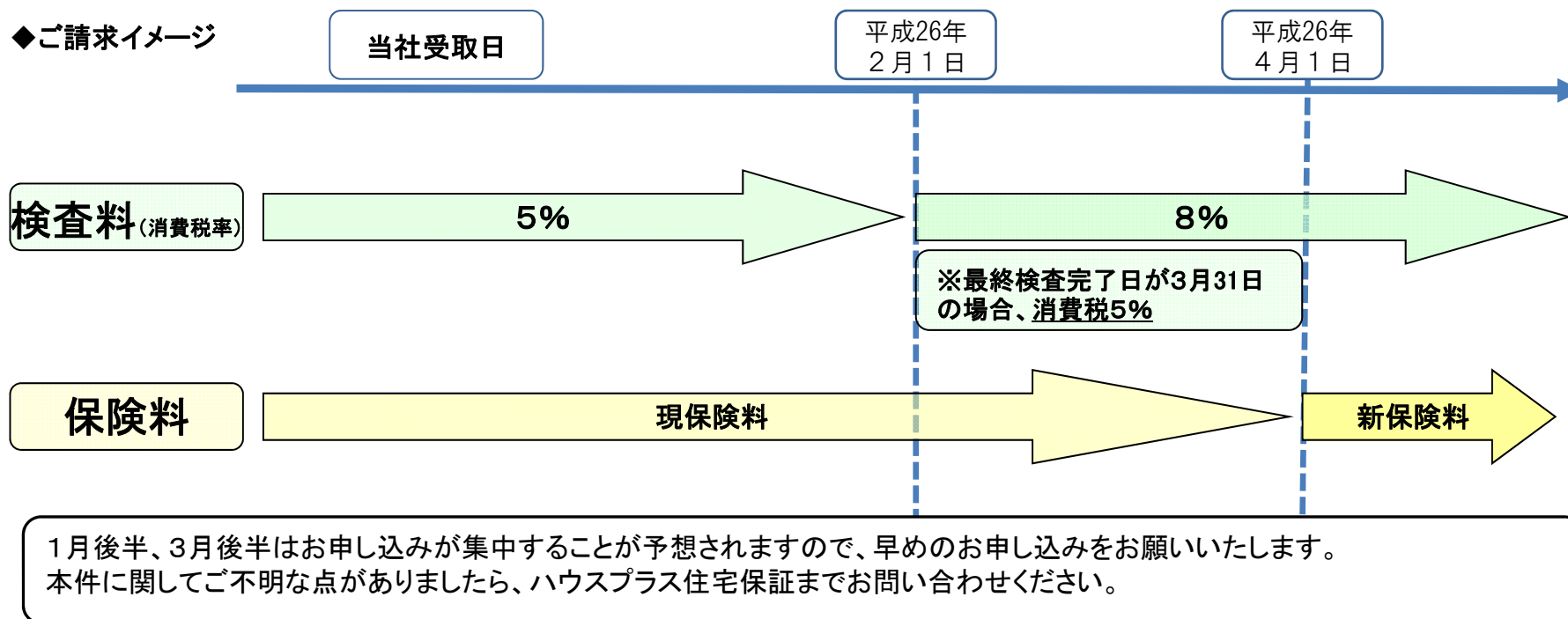


消費税率引き上げに伴う 住宅瑕疵保険の保険料・検査料に関するご案内

消費税が平成26年4月1日より消費税の税率が8%に引き上げられることが政府より決定されました。
当社では保険料・検査料に関して以下のように取り扱いさせていただきます。

- 平成26年2月1日以降に当社で受取った物件は、検査料に係る消費税率を8%(*)で請求させていただきます。
- 平成26年4月1日以降に当社で受取った物件は、新保険料となります。

※瑕疵保険における消費税の役務の提供日は、最終回検査の完了日となります。このため、平成26年2月1日以降の当社受取物件(8%請求物件)であっても、平成26年3月31日までに最終回検査が完了した物件は消費税率5%となる為、差分については、後日ご返金させていただきます。



消費税増税に関するご案内

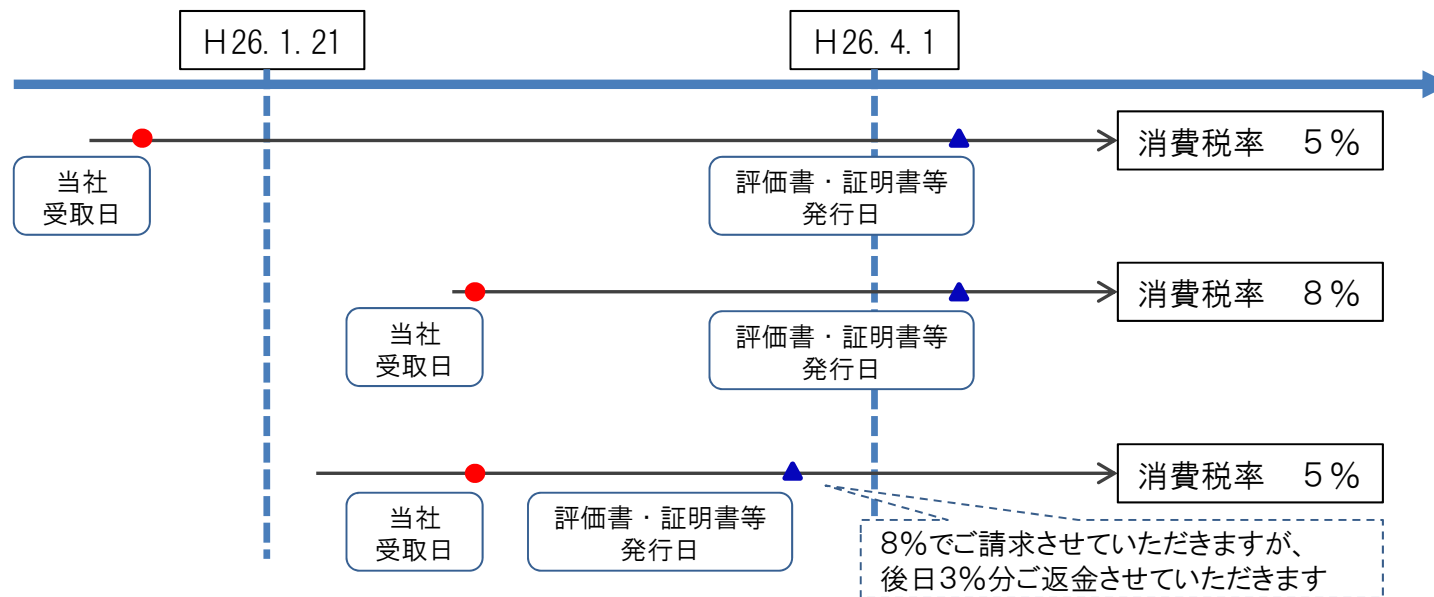
● 設計住宅性能評価（共同のみ）、建設住宅性能評価、適合証明（新築のみ）

上記サービスの手数料は課税となります。

平成26年1月21日以降の当社受取のお申込物件は、消費税率8%のご請求とさせていただきます。

注意事項

- ・住宅性能評価及び適合証明における消費税の役務の提供日は、評価書・適合証明書の発行日となります。
- ・平成26年1月21日以降の当社受取物件（8%請求）であっても、平成26年3月31日までに評価書・適合証明書が発行された物件は消費税率5%となる為、差分については、後日ご返金させていただきます。



消費税増税に関するご案内

● 設計住宅性能評価（戸建のみ）、適合証明（中古のみ）、長期優良住宅、低炭素住宅、保険同等検査

上記サービスの手数料は課税となります。

平成26年2月21日以降の当社受取のお申込物件は、消費税率8%のご請求とさせていただきます。

注意事項

- ・長期優良住宅、低炭素住宅、保険同等検査における消費税の役務の提供日は、各証明書等の発行日となります。
- ・平成26年2月21日以降の当社受取物件(8%請求物件)であっても、平成26年3月31日までに各証明書等が発行された物件は消費税率5%となる為、差分については、後日ご返金させていただきます。

